

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 令和8年度事業計画

2023年5月に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。）が成立して以降、政府においては、150兆円超の官民協調のGX投資の実現に向けて、成長志向型カーボンプライシング構想の実行・具体化に向けた取組が進められてきた。

GX関連プロジェクトを取り巻く事業環境を見渡すと、ウクライナや中東地域等を巡る国際紛争による資源価格の高騰や、資材需要の集中化等により、国内外のGX関連プロジェクトの投資コストが、当初の想定以上に上振れし、結果として、採算の合わないプロジェクトが散見され、一部プロジェクトに関しては、見直しの動きも存在している。

しかしながら、各国の政策動向を注視すると、自国の利益に資する脱炭素政策は、引き続き実施されている。例えば、米国においては、パリ協定や国連気候変動枠組条約（UNFCCC）から離脱するなど、合衆国政府としては、気候変動政策に否定的な姿勢を示しているものの、CCSや原子力など、優位性のある技術への支援は継続されている。また、欧州においても、成長戦略として「クリーン産業ディール」が公表され、脱炭素化と産業競争力強化の両立が掲げられているとともに、中国においても、太陽光発電や風力発電等のクリーンエネルギーへの投資が進められている。このように各国では、経済安全保障や産業競争力強化・経済成長の観点から気候変動対応政策を見直し、支援すべきGX関連プロジェクトの「選択と集中」がなされつつある状況である。加えて、エネルギー自給が難しい国は国際情勢の影響を受けやすく、国産エネルギーの拡充が喫緊の課題となっており、脱炭素電源の拡大を含むGXの実現が、エネルギー安全保障の観点からも極めて重要となっている。

我が国のGX政策に関しては、「GX2040ビジョン」の策定や、改正GX推進法の成立、さらには、「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」の改訂など、成長志向型カーボンプライシング構想で示された方針に基づき、着実に具体化・実行が進められている。

政府は、現在「GX2040ビジョン」の具体化を進めており、16分野の「分野別投資戦略」の改訂を実施したほか、昨年8月には「GX戦略地域制度」を新たに創設し、GXを起点とする産業クラスターを組成していく方針を示した。さらに、昨年新たに発足した高市内閣において、GX実現に向けた取組が「資源・エネルギー安全保障・GX」として、日本成長戦略における17の戦略分野の一つに位置づけられている。「GX戦略地域制度」等を活用した「GX産業クラスター」の創出や、未来につながる「GX成長投資」、さらには、我が国が強みを有するGX関連技術の海外市場進出など、GX関連投資を強い経済の実現につなげ、新たな雇用創出や賃金上昇などの経済の好循環、そして、排出削減やエネルギー安定供給の実現に貢献していくことが期待されている。

また、今年度からは、改正GX推進法に基づき、排出量取引制度が開始されることとなり、気候変動対策が本格化する。加えて、世界的な気候変動関連開示（TCFD開示）を

促進する「TCFDコンソーシアム」と、脱炭素化に向けて野心的な取組を行う企業群である「GXリーグ」の活動が統合され、今年4月からは「GX フューチャー・コンソーシアム」が発足する。こうした取組を通じて、企業と政府の連携は一層強化され、GX推進に向けた官民協働の枠組みは新たな段階へと進んでいくことになる。

上記の現状を踏まえると、GX推進機構（以下「機構」という。）としては、

- ・世界は、いわゆる脱“脱炭素”に転換しているのではなく、脱炭素化の取組が自国の産業競争力強化・経済成長に資するものとなるよう、政策資源やGX関連プロジェクトの「選択と集中」を進めている状況にある。
- ・また、特にエネルギー自給が難しい国にとって、国産エネルギーの拡充と、そのサプライチェーンの強化は、エネルギー安全保障の観点からも極めて大きな意味を持っており、脱炭素及び経済成長に加えて、エネルギー安定供給の3つの同時実現を目指す取組であるGXの意義は高まっている、

と認識している。

こうした観点からも、GXの重要性は、我が国及び世界にとって何ら変わることはなく、今後も政策的な一貫性及び予見可能性を軸として、着実にGX投資の加速化を図っていく必要がある。世界全体で、脱炭素化に向けた取組に一部揺り戻しが生じているように見える現状においてこそ、政策的な予見可能性が高い我が国は、世界に先駆けて、GX投資を進めていく必要がある。

こうした事業環境や政策動向を踏まえた上で、機構は、我が国での官民協調での150兆円超のGX投資を実現し、脱炭素、産業競争力強化・経済成長及びエネルギー安定供給の同時実現を推進する中核機関として、引き続きその使命を果たしていくべく、ここに令和8年度の事業計画を定めることとする。

1. 民間企業のGX投資を実現するための債務保証等の金融支援

(1) GX産業構造・産業立地を実現するための債務保証・出資による金融支援

① GX投資を実現するための金融支援

我が国においては、GX政策の進展に伴い、大企業における気候変動対応や情報開示が進み、実際の投資計画も具体化・本格化しつつある。一方、インフレや人手不足等を要因とする投資コストの上昇、さらには、長期かつ大規模投資となるGX関連プロジェクトを取り巻く将来の見通しに対する不確実性の高まりも影響し、GX新技術のみならず、再生可能エネルギー・原子力・省エネルギー等の既存技術や成熟領域においても、一定の政府支援なしには、プロジェクトの推進が困難となっている。

こうした事業環境においては、公的資金と民間資金を組み合わせたブレンデッド・ファイナンスの果たす役割が引き続き重要である。例えば、GX新技術の社会実装案件に関しては、トラックレコードが存在しないことから、民間金融機関だけでは取り切れない技術リスクがある。また、既存技術や成熟領域であっても、GX関連プロジェクトには、事業の成否が政策の継続を前提としており、政策変更リスクを伴うものや、現時点ではGX市

場が未確立であることから需要リスクを伴うもの、さらには、長期・大規模な資金を要するが、短期的には収益が上がりづらいものも多く存在している。こうしたプロジェクトの案件形成を後押しするべく、機構としては、GX新技術を活用するプロジェクトとともに、既存技術や成熟領域についても、我が国のGX実現にとって重要な事業である場合は、当該プロジェクトの置かれた状況に応じて、債務保証等の必要な支援を講じていくとともに、必要に応じて柔軟な制度運用を行っていく。

令和6年度の業務開始以降、民間企業・金融機関から、多数の相談が寄せられてきており、昨年度は、GX新技術を有するディープテック・スタートアップに対し出資を実行、また、昨年度末には素材産業の脱炭素化や脱炭素電源投資の支援を行い、機構として初の金融支援を実施した。我が国のGX投資実現に引き続き貢献していくため、今後も積極的な案件発掘を進め、クリーンエネルギーの供給源及び供給網の確立や、排出削減が技術的・経済的に困難な産業（Hard to abate 産業）における脱炭素・低炭素投資、大企業からのカーブアウトや事業体形成を通じてGX技術を活用した事業に対し債務保証を中核とした支援を実施していく。

②金融審査の基本的な考え方

機構が金融支援を行うに当たっては、経済産業大臣が機構に対して示す金融支援基準に基づき、対象案件を審査するものとされている。

同基準において、機構は、支援対象事業の持続可能性のみならず、GX政策への貢献や民間金融の呼び水効果、新たな金融手法の進展への寄与等を総合的に勘案し、金融支援を行うか否か判断することとされている。同基準を踏まえ、具体的には、環境審査を実施し、支援対象事業が周囲の環境や社会に悪影響を及ぼす可能性がある場合、その可能性や事業者等の対処方法等を確認する。また、GX製品・サービスの提供を通じて社会全体の排出削減に貢献したか否かを評価する「削減貢献量」の考え方等も含め、インパクト評価の在り方について、他の政府系機関等との連携を通じて、検討とその実践を深めていく。

また、同基準において、機構は、民間だけでは真に取り切れないリスクを補完し、GXに資する技術の社会実装やGXに資する事業を支援すべきものとされている。GX新技術の商用化にあたっては、技術リスクなど、民間だけでは取り切れないリスクが存在していることを踏まえ、機構がリスク補完すべき案件か否かを判断するため、産総研グループ（国立研究開発法人産業技術総合研究所及び株式会社AIST Solutions）と連携した技術審査を引き続き実施する。これらの審査を適切に実施することで、効果的な金融支援を実現する。

（2）GX分野のディープテック・スタートアップ支援

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、既に確立された技術のみならず、新技術の社会実装が必要不可欠である。このため、政府においては、GX分野のディープテック・スタートアップを対象に、2024年度より5年間で2,000億円規模の支援を行うこととされ、研究開発や設備投資等に対する支援策が講じられてきた。

特に、研究開発・実証段階（シード・アーリー期）のディープテック・スタートアップに関しては、資金供給を行うベンチャーキャピタルが既に一定数存在していることに加えて、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等による公的支援が既に講じられており、GX分野のディープテック・スタートアップに対する資金供給に必要な環境は整備されつつある。他方、諸外国と比較して、GX分野のディープテック・スタートアップや関連するプレイヤーの数そのものが少ないことから、将来の日本の産業をけん引し得る技術シーズを育成し、商用化へと結び付けていくための取組を強化することも重要である。近年では、GX分野をはじめとするディープテック・スタートアップ案件に関しては、官民が連携して、事業化する領域をあらかじめ定めた上で、ディープテック・スタートアップを設立し、集中的に資金面及び需要面での支援を講ずるカンパニー・クリエーションモデルを志向するファンドも登場しつつある。

また、社会実装段階（ミドル・レイター期）では、量産化投資に向けて大規模な資金供給が必要となるものの、仮に公的な支援を受けたプロジェクトであっても、初めての社会実装案件については、トラックレコードが存在しないため、民間金融機関だけでは十分な資金供給が行われず、資金の需給が乖離する、いわゆる資金の「死の谷」が存在している。

こうした事業環境を踏まえ、機構としては、シード・アーリー期のディープテック・スタートアップに対するファンド出資等を通じたリスクマネー供給や、ミドル・レイター期のディープテック・スタートアップに対する出資等の金融支援を講じていく。また、カンパニー・クリエーションモデルを志向するファンドに対する支援も検討し、シード・アーリー期の資金供給を後押ししていく。

加えて、シード・アーリー期は、具体的な需要家が確保されていない場合でも、ディープテック・スタートアップの抱える技術やビジネスの成長可能性をもって、資金調達を行うことが可能である一方で、ミドル・レイター期において、設備投資等の大規模な資金調達を行う場合には、初期需要の獲得が事業成功に向けた鍵となる。このためには、オフテイクとなり得る大企業による早期のコミットが重要であるが、我が国においては大企業がディープテック・スタートアップからGX製品・サービスを積極的に調達する慣行や、それを可能とするような機会もまだ十分ではない。このため、機構としては、大学や研究機関も巻き込んだ形でGX分野のディープテック・スタートアップの成長に向けたエコシステムの形成や、海外市場の獲得を目指すディープテック・スタートアップの事業を後押ししていくべく、海外機関とも連携したグローバルなネットワークの構築・強化に向けた活動を進めていく。

具体的には、大企業、ディープテック・スタートアップ、ベンチャーキャピタル、政策立案者等が参加し、GXに関する未来構想を議論する「GX Future Ecosystem Studio (G-F E S)」を昨年度に引き続き開催する。このG-F E Sでの活動を通じて、GX関連の事業構想・創造力を高めるための異分野融合によるエコシステム形成を目指す。GX関連の新事業創造に当たっては、技術、ビジネス、金融、政策等の知見を統合して議論することが必要であり、参加者のGXに関する知見・事業構想力の向上を目指すとともに、G-F E S卒業生が継続的に交流するアルムナイネットワークを形成し、上記関係者の長期的な

信頼関係の構築を進めていく。今年度は、コミュニティ形成と人材育成プログラムの双方の要素が両立できる形とするため、参加者の多様性を確保するとともに、技術シーズや人材育成プログラムの知見を有する教育機関との連携など、G-F E Sの更なる充実・深化を図る。

加えて、G X分野における国内外のイノベーション・エコシステムを構築・強化するため、昨年9月に締結したInno Energy等との協力覚書（MOC）によるネットワークを活用し、日EU双方のスタートアップの成長に繋げていくとともに、海外機関との更なる連携を目指す。

2. カーボンプライシング業務の本格稼働

政府は、成長志向型カーボンプライシング構想において、企業のG X投資の前倒しを促進するためにG X経済移行債を発行し、10年間で20兆円規模の先行投資支援を行うとともに、カーボンプライシングとして、今年度から排出量取引制度を本格稼働し、2028年度から化石燃料賦課金を導入するなど、G Xに集中的に取り組む期間を設けた上で段階的に導入することとしている。

昨年5月には、今年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化することを定めた改正G X推進法が成立した。その後、経済産業省の産業構造審議会排出量取引制度小委員会において、同法に基づく排出量取引制度の制度設計の詳細について議論が行われ、昨年12月には、同制度の始動に向けて、同委員会の意見が取りまとめられた。

今年度から開始する排出量取引制度については、制度に係る公平性・実効性を高めつつ対象事業者の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で本格稼働させることとされている。具体的には、経済産業大臣が二酸化炭素の年度平均排出量が10万トン以上の企業に対して、政府指針に基づき排出枠を無償で割当て、対象事業者は毎年度自らの直接排出量を算定・報告し、当該直接排出量と同量の排出枠を償却する義務が毎年度課されることとなる。その上で、対象事業者の実際の排出量があらかじめ国から無償で割り当てられた排出枠の量を超過する際、当該事業者は、排出枠の不足分について、排出削減を先行的に行ったことで排出枠の余剰が生じている企業等から取引を通じて調達することとなる。

同制度の執行に係る事務の一部については、機構が、今年度より本格的に担うこととなるところ、制度所管省庁である経済産業省との密接な連携の下、対象事業者からの問い合わせ等の対応の徹底や、周知広報、さらには業務フローの最適化など、その運営に向けて万全を期す。

具体的には、対象事業者の制度に関する理解醸成を図るため、制度内容や法令で定める手続様式等を掲載するためのホームページを整備した上で、対象事業者からの問い合わせに対して遅滞なく、かつ適切に対応していく。

また、今年度4月からの制度開始に先駆けて、本年1月より、対象事業者の排出実績等

の確認業務を担う登録確認機関の登録申請が既に開始され、登録確認機関になろうとする者からの登録申請の審査において、当該審査を行う経済産業省への協力を実施してきた。加えて、対象事業者は、本年9月末までに、直近3か年の排出実績等を記載した届出を経済産業大臣に対して提出し、また、排出削減目標等を記載した移行計画を提出することが義務付けられているところ、これらの提出を行おうとする対象事業者からの問合せ対応等を行い、同制度の円滑かつ適切な執行を担っていく。

加えて、同制度の下、効果的な排出削減を促していくためには、登録確認機関の確認業務の品質向上に取り組む必要があるところ、機構において、国内における検証業務の状況や課題を調査し、確認業務の水準の向上に繋げていく。

また、GX推進法上、機構が排出枠取引市場を設置・運営することとされており、昨年12月の排出量取引制度小委員会のとりまとめにおいて、2027年度秋頃からの開設とする方針が示された。今後、経済産業省において、市場参加者の要件、取引の手続の詳細、公正な取引を確保するための措置、その他取引の流動性の確保のために必要な措置等に関する検討が行われていくことから、経済産業省とも連携し、円滑な取引環境の整備に向けた準備や検討を進めていく。

加えて、2028年度から導入される化石燃料賦課金の徴収に係る事務を実施するにあたって、徴収業務のためのシステムの開発を進めるなど、制度開始に向けて必要な準備を着実に実施する。

3. GX推進に向けた「ハブ」機能の強化

150兆円超の官民協調のGX投資を実現していくにあたって、金融支援業務やカーボンプライシング業務にとどまらず、GX推進に向けた様々な取組の情報が集まる「ハブ」としての機能を最大限発揮していくことが重要である。このため、GX推進に向けた「ハブ」機能として、GXを中心とした社会全体におけるサステナビリティ推進のための活動（国内外のネットワーク構築・情報発信等を含む。）や、GX推進に向けた戦略機能を構築・強化していく。

（1）GXを中心とした社会全体のサステナビリティの推進

①「GX フューチャー・コンソーシアム」の発足・運営

社会全体でのGX実現を推進するためには、個社単体での取組には限界があり、政策、ビジネス、技術、金融等に関する多様な知見が求められることから、業種を超えた官民連携が必要である。

TCFDコンソーシアムは、2019年の設立以来、TCFDに基づく気候関連情報の開示・活用について、事業会社と投資家が率直に意見を交わし、認識を共有する場として活動を重ねてきた。その成果は、数々のガイダンスとして結実し、国内外から高く評価されている。一方、TCFDフレームワークは、これを基盤としたISSB（国際サステナビリティ基準審議会）に移行し、それに対応するSSB J基準（サステナビリティ開示基準）が導入され

るなど、国内外における基準の策定・制度化が進展し、気候関連情報開示・活用は任意開示から義務開示へと新たなフェーズに入ろうとしている。こうした新たな局面を踏まえ、TCFDコンソーシアム自体の在り方も見直しが求められている。

また、GXリーグは、我が国のGX実現に向けて意欲的に取り組む企業群が、自主的な排出量取引制度に参画するとともに、業種横断で自主的に需要創出に向けたルール形成やその発信を行う場として、2023年度から機能してきた。しかしながら、前述のとおり、改正GX推進法に基づき、今年度から義務的な排出量取引制度が導入されることを踏まえ、今年度以降はGX製品・サービスの需要創出に向けて意欲的に取り組む企業が参加する枠組みへと刷新される予定である。経済産業省による「GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会」において、今年度以降は、既存の需要創出に向けたルール形成やその発信の枠組みを拡充するとともに、排出削減を通じた企業の競争力強化に力点を置き、GX需要創出に向けた取組を促進していくこととされ、これらの取組の運営については、機構が担うこととされた。

こうした動きを踏まえ、今年度からは、TCFDコンソーシアムとGXリーグの活動を統合・改組し、機構が事務局として、官民が連携してGXを推進する「GX フューチャー・コンソーシアム (GX Future Consortium)」として一体的に運営していく。

同コンソーシアムにおいては、会員のリテラシー向上を目的としたGX関連の重要政策の調査・研究、会員間の交流のための場の設置やセミナー等のイベントの開催、教育機関等と連携した人材の育成等を実施する (GX フューチャー・アカデミー)。

加えて、同コンソーシアムの会員のうち、一定のコミットメントを行う会員によって、GX等に関する効果的な開示を通じた円滑な資金供給の実現及び需要創出やサプライチェーンでの排出削減に向けた事業会社・金融機関等の連携の推進、ルール形成、国内外への発信・普及に取り組んでいく (GXフューチャー・リーグ)。具体的には、これまでTCFDコンソーシアムで実施してきた、我が国における気候変動関連開示・金融の後押しに加えて、GXの需要を創出するルールメイキング等を実施する。

②国内外のGX関連のステークホルダーとのネットワーク構築・情報発信

「GX フューチャー・コンソーシアム」の発足・運営に加えて、機構が、GX推進に向けた様々な取組の情報が集まる「ハブ」としての機能を最大限発揮するため、国内外のステークホルダーとのネットワーク構築や情報発信にも注力していく。

具体的には、GXに関する国内外の進捗状況の整理や、重点的に深掘りしたテーマの分析を内容とする「GX Future Report」を発行し、GXに関する理解促進やリテラシー向上に取り組む。また、機構が金融支援を行った案件の情報開示の在り方に関しても検討を深めていく。

また、グローバルなネットワーク構築を強化する観点から、サステナブル・ファイナンス、インパクト投資等に関する高い識見を有する世界的な有識者をメンバーとする「Global Advisory Council」を昨年度立ち上げたところであり、これらの有識者やその所属団体とのネットワークを活用し、日本のGX政策や機構の活動に関する国際発信力を強化する。

さらに、昨年度に引き続き、GX推進に関する国際的なルールメイキングをリードする「GGX Finance Summit」を経済産業省と共催し、国内外への発信を通じて、産業の脱炭素化等に関する更なる議論の発展に貢献する。

③官民のトランジション・ファイナンスの推進に向けた活動

官民150兆円超のGX投資を実現するため、政府においては、トランジション・ファイナンスに関する基本指針や、その対象となり得る産業分野の技術ロードマップの策定・改訂、ファイナンスド・エミッションの考え方の整理等により、トランジション・ファイナンスの普及拡大に向けた取組を進めてきた。こうした取組の結果、民間のトランジション・ファイナンスの累計調達額は2.9兆円超にも達する規模に到達し、継続して発行されているクライメート・トランジション利付国債の動向も踏まえて、我が国のトランジション・ファイナンスに関する取組への国際的な関心が更に高まっている。我が国からの発信もあり、国際的な金融業界においても、グリーン・ファイナンスと並ぶ重要性を持つものとしてトランジション・ファイナンスの議論が深化してきたと言える。

こうした状況の下、実経済のトランジションをより一層推進していくべく、GXに関する産金官学の取組の情報が集まる「ハブ」として、現状の債務保証・出資を中心とした金融支援の枠組みに加え、新たな金融手法の活用可能性やトランジション・ファイナンスの普及拡大に向けた新たな施策・取組について調査・検討し、必要に応じて、政策提言や更なる活動に繋げていく。

④GX実現に資する地域貢献の加速化

2050年カーボンニュートラルの実現のためには、地域でのGX投資の促進も重要であり、金融支援業務を実施する上では、地域連携の観点も必要であることを踏まえ、自治体や地域金融機関等の関係者とも連携し、地域でのGXに向けた取組の情報収集や発信に取り組む。また、地域での案件組成にあたっては、地域における関連産業の育成やサプライチェーン構築など、地域社会に裨益をもたらす取組も後押ししていく。

(2) GX推進に向けた戦略機能

政府においては、国際情勢の緊迫化やGX・DXの進展に伴う電力需要増加の可能性など、投資環境への不確実性が高まる中、中長期的な見通しを示し、GXに向けた活動を着実に進めていくため、「GX2040ビジョン」の閣議決定や、「分野別投資戦略」の定期的な改訂など、GX実現に係る全体戦略の磨き上げが行われてきた。

引き続き外部環境は変化していくと見込まれる中で、機構としては、GX実現の全体戦略（分野別投資戦略を含む。）やその評価への貢献に加えて、GXの更なる加速化に向けて、GX産業立地、GX産業構造及びGX需要創造の観点から、より一層強化すべき分野や取組に関する調査研究・実践を順次展開していく。

具体的には、政府や自治体とも連携しつつ、GXによる地域経済の活性化やGX関連企業のビジネス機会の創出につながる取組について検討を行い、地域経済に裨益をもたらす

G X 関連プロジェクトの組成を支援し、これらのプロジェクトに対する債務保証等の金融支援に繋げていく。

加えて、G X 実現の全体戦略を推進していくためには、脱炭素化された工程により製造されたG X 製品が市場で「環境価値」として認められることが重要であるが、G X 需要創造に向けた取組は、個社だけで取り組むことが難しく、サプライチェーン全体や、さらには官民の連携なしには実現しづらいという側面を有していることから、G X の「ハブ」機能を有する機構が積極的に関与していく。

昨年度、持続可能な航空燃料（S A F）等のG X 製品・サービスに関する需要調査を実施したところ、一定程度、環境価値を負担する意思がある消費者が存在することが明らかになったことを受け、今年度は、その調査内容を踏まえつつ、G X 需要創造を後押しするための活動を展開する。具体的には、航空事業者や、S A F 供給事業者、法人需要家、経済産業省、国土交通省等の関係省庁と連携し、S A F を活用した航空輸送サービスを評価する仕組み作りに関する議論を深めていく。加えて、G X フューチャー・コンソーシアムの参加企業を始めとする経済界や金融界に対して、S A F をはじめとするG X 製品の需要拡大を働きかけていく。

4. 業務運営に関する重要事項

機構を取り巻く環境変化に対応し、多様化する機構の業務を支えるための体制整備が喫緊の課題となる中、組織の基盤の充実・強化や、組織力の最大化が重要である。このため、組織の基盤の充実・強化や組織力の最大化に向けて、上記1. から3. までの業務と同様に、以下の活動にも注力していく。

（1）「中長期ビジョン」の策定

今後、機構の業務や組織体制が拡充していく中で、設立初年度に策定したミッション・ビジョン・バリュー（M V V）の浸透を引き続き図ることが必要となる。また、G X 実現をはじめとした、我が国の経済・社会の未来像を策定するとともに、今後3～5年における機構として注力すべき取組の方針をしっかりと検討し、これらを全役職員間で共有することが重要である。その検討に当たっては、機構内の議論を中心としつつ、産業界、金融界、アカデミア等とも連携して、今後の経済・社会の未来像などについて議論を交わし、その検討を進めていく。

（2）組織体制の拡充・組織力の強化

排出量取引制度の運営や、G X ハブ機能強化など、業務の本格化・拡充が見込まれている中、機構が確保すべき人材は多様化していることから、採用等を通じた人材確保に向けた活動や、適切な人員配置を引き続き実施していく。また、排出量取引制度等のカーボンプライシング業務やG X ハブ機能を本格稼働させる上で、必要な組織体制の構築も進め、こうした人員及び組織体制の拡充に併せて、内部通報制度の構築や、ハラスメント対応等の体制整備

も講ずる。

こうした取組と併せて、多様な専門性や経験を有する人材が「GX実現」という一つの目的の下に力を結集し、その組織力が最大限発揮できるよう、「中長期ビジョン」と紐づく形で組織作りを行っていく。また、GXを取り巻く環境変化やGX政策動向等を踏まえ、必要に応じて業務の見直しや拡充等を機動的に実施するほか、我が国のGX実現に向け、全役職員が互いに連携・協力して、組織一丸となって取り組む。

(3) 適切な業務運営

機構の様々な業務を全体として安定的かつ中長期的に実現していくための前提条件として、資金管理・経理、法務、契約、情報セキュリティ、ITシステム、人事、広報等の組織基盤の充実・強化が不可欠である。

組織基盤の適切な構築という観点からは、例えば、改正GX推進法の成立により、排出量取引制度等の運営等の業務追加が講じられたところ、法令を踏まえ、区分経理を含め、適切な資金管理を引き続き徹底していく。

また、物品・役務調達や委託等の契約の締結については、会計規程に基づく対応を引き続き実施し、調達の透明性・公平性・合理化を進めていくとともに、サステナビリティに配慮した調達にも取り組む。余裕金については、安全性・適正性を前提とした上で、効率的な運用に努める。

加えて、金融支援業務に加えて、排出量取引制度の運営も新たに展開し、機構が取り扱う個社情報も増えていく。さらに、これらの業務のほか、調査研究・情報発信等の「ハブ」としての機能も本格化していくにあたっては、情報管理を含め、情報セキュリティ対応や倫理・行動規範がより一層重要となる。このため、研修等を通じて、情報管理を含む、倫理・行動規範の浸透を図り、適正な情報管理を徹底する。また、GX推進法をはじめとした関連法令の適用関係を踏まえた上で適切な運営を引き続き行っていく。

さらに、機構が、その業務を行っていく上では、機構に出資する国に対して、必要な情報提供を適切に実施することに加えて、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等を踏まえた情報開示を実施することで、業務運営の透明性や信頼性の確保に努めることが重要である。また、機構自体の認知度を高めるとともに、その活動やGX実現の必要性や重要性等が浸透するよう、積極的かつ戦略的な情報発信・広報にも取り組む。例えば、機構の活動が広く周知されるよう、動画等を活用した広報も展開するとともに、機構の多様な活動を効果的に発信していくべく、アニュアルレポートを取りまとめ、公表する。加えて、機構が支援した案件に関しては、ホームページ等を通じて情報発信することで、支援案件の意義や、経済・環境・社会へのインパクトを発信していく。